

義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書

義務教育費国庫負担制度は、憲法第26条に記された義務教育費無償の原則に則り、教育の機会均等とその水準の維持向上を図るうえで根幹をなす制度であり、すべての国民が、ひとしく、その能力に応ずる教育を与えられることに大きく貢献してきました。

平成18年度から義務教育費国庫負担金については、国負担が二分の一から三分の一に変更されましたが、自治体間の自主財源格差を考慮すれば、地域ごとの教育水準格差につながるおそれがあります。

「教育は未来への先行投資」であり、子どもたちへの最善の教育環境を提供する必要があります。ついては、教育条件の整備のため、次の事項の実現について、強く要請いたします。

- 1 義務教育費国庫負担制度について、国負担率を二分の一にすることを含め、制度を堅持すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年6月23日

三 原 市 議 会

内閣総理大臣

文部科学大臣 殿 (各通)

財 務 大 臣

総 務 大 臣